

京都市上下水道企業管理規程第32号

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)